

商業・法人登記関係書類を郵送される方へのご案内

さいたま地方法務局法人登記部門



1 書類の送付について

埼玉県内の商業・法人登記申請事務は、さいたま地方法務局 **本局のみ** で取り扱っております。登記申請書類及び添付書類等を郵送される場合は、必ず以下の宛先に送付してください。

※支局・出張所では上記事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

〒338-8513

さいたま市中央区下落合5丁目12番1号（さいたま第2法務総合庁舎）

さいたま地方法務局 法人登記部門

※登記申請書には平日の日中に連絡の取れる **電話番号** (携帯電話可) を必ず記載してください。


※法務局には複数の部署があるため、宛先は「**法人登記部門**」まで記載してください。

2 郵送申請の登記申請日について

郵送による登記申請の場合は、**登記申請書が法務局に到達した日の午後** が登記申請日となります。投函日ではありませんので、ご注意ください。

登記申請書類の郵送の際には、重要書類の紛失防止とともに登記申請書類の到達日を確認いただくために、書留郵便やレターパック等の **到達確認又は追跡確認の可能な方法** をご利用願います。

3 登記完了日について

登記申請の処理が終わる日（**登記完了日**）は、**登記申請日ごと** に設定されており、**こちら**  でご確認いただけます。登記申請に補正等がない限り、**登記完了日には登記が完了** しています。登記事項証明書等は登記完了日以降に取得できるようになります。

なお、オンラインで登記申請をした場合には、添付書類が到達後に審査を開始することとなりますので、**「登記申請日＝添付書類到達日」** として、登記完了日をご確認願います。